

化学物質審査規制法の優先評価化学物質に係る環境調査事業

54百万円（45百万円）

環境保健部環境安全課

1. 事業の必要性・概要

化学物質審査規制法（化審法）に基づき、第二種特定化学物質への指定等を迅速かつ円滑に行うためには、ばく露実態の把握が必要な優先評価化学物質を高感度に分析するための分析法の開発、環境調査の実施及び調査結果を取りまとめデータ提供することが必要である。

2. 事業計画（業務内容）

- ① 優先評価化学物質に係る環境調査総合検討業務 4百万円（4百万円）
ばく露実態の把握が必要な優先評価化学物質について、物質情報や既存の分析法等の情報を整理し、リスク評価に資するデータをより効率的に収集・提供するために、調査地点の選定など具体的な調査実施計画の策定等を行う。
- ② 優先評価化学物質に係る環境調査 37百万円（41百万円）
ばく露実態の把握が必要な優先評価化学物質について、高感度の分析法を用いて、環境媒体ごとの調査を行い、リスク評価に資する情報を速やかに提供する。
- ③（新）優先評価化学物質に係る分析法開発調査 13百万円（0百万円）
ばく露実態の把握が必要な優先評価化学物質のうち、リスク評価で求められる精度を満たす既存の分析法がないものについて、分析法の開発を行う。

3. 施策の効果

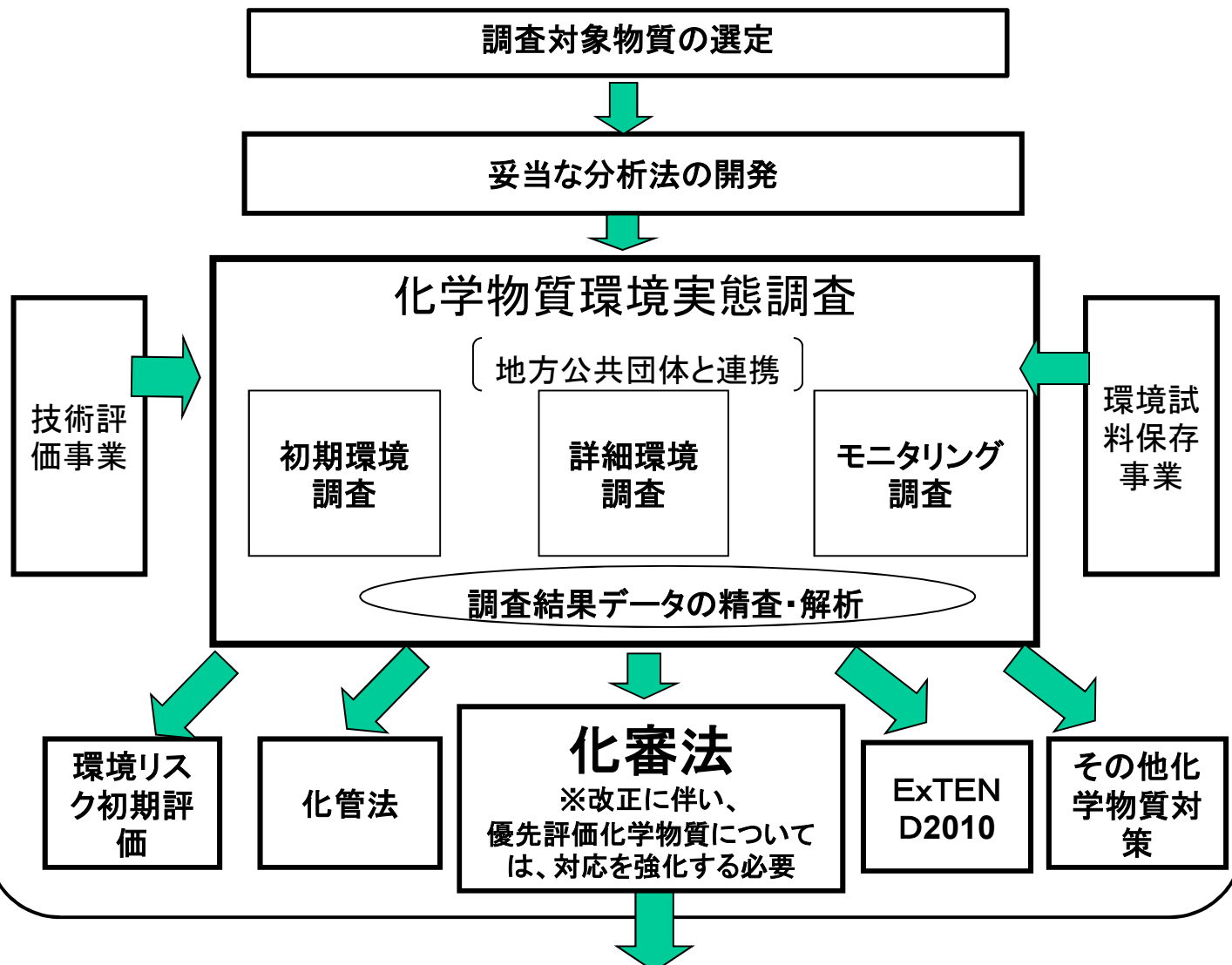
必要とされる優先評価化学物質のばく露情報を収集・提供することで、化学物質審査規制法に基づく化学物質の迅速かつ円滑なリスク評価と適切なリスク管理の実施に寄与するとともに、国民の健康と環境を守る視点に立った化学物質対策に係る施策の実施に資する。

化学物質環境実態調査(化学物質エコ調査) 費

概要

- 化学物質審査規制法(化審法)における規制対象物質の選定、化学物質排出把握管理促進法(化管法)における届出対象物質の選定、環境リスク初期評価のために必要なばく露実態の把握などの、化学物質対策を迅速かつ円滑に実施するための前提となるデータ整備の根幹を担う、一般環境中の化学物質の残留状況を把握するための調査
- 水質、底質、水生生物、大気等を対象に一般環境中での残留実態を把握

化学物質環境実態調査の体系



「3. 化学物質審査規制法の優先評価化学物質に係る環境事業調査」として、新たな枠組のもとで重点的に調査を実施し、施策の要望に速やかに対応していく。